



衆議院議員総選挙に係る期日前投票所における 投票用紙の二重交付について

- 発生日時：令和3年10月28日(木) 午前11時頃
- 発生場所：期日前投票所（田中近隣センター体育室）

令和3年10月31日執行の選挙における期日前投票所において、衆議院比例代表選出議員選挙の投票用紙を同一選挙人に2度交付し、2枚とも投票されたことが発覚しました。

1 発生日時

令和3年10月28日(木) 午前11時頃

2 発生場所

期日前投票所（田中近隣センター体育室）

3 概要

- ・選挙人が、比例代表の投票用紙を小選挙区の投票箱に投函後、再度、比例代表の用紙交付係のところに行き、比例代表の投票用紙を受け取ったと思われる。
- ・当該選挙人が比例代表の投票をしたあとに、選挙事務従事者が違和感を覚え、投票の回数を尋ねたところ、「3回投票した(小選挙区×1回、比例代表×2回)」との回答であったため、比例代表を二重交付したことが判明した。

4 発生の要因

- ・投票用紙交付係は、選挙人が持つ投票所整理券を受け取り、自分が交付する投票用紙の記号部分にチェックを入れてから投票用紙を交付するが、そのチェックを確認せずに交付してしまった。
- ・選挙人の動向について、投票所内の従事者が把握できていなかった。

5 再発防止策

以下の点を徹底するよう、期日前投票所の各投票管理者に注意喚起した。

- ・投票所内の選挙人の動向が把握できる程度の人数だけを投票所内に入れる。
- ・投票用紙交付係は、整理券のチェック欄をしっかりと確認してから投票用紙を交付する。交付時には該当の選挙の種類に忘れずにチェックを入れる。

6 その他

投じられた票は、正しく政党名が記入されて投函されていた場合、2票とも有効票として取り扱うこととなります。

【本件に関するお問い合わせ先】

柏市選挙管理委員会事務局

電話 04-7167-1092 / FAX 04-7167-1163